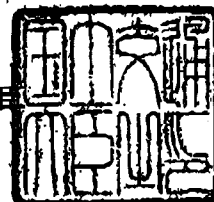




国総環リ第92号  
平成28年3月31日

キャタピラージャパン株式会社  
代表取締役 竹内 紀行 殿

国土交通大臣



低騒音型建設機械の指定について

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成九年建設省告示第千五百三十六号）第二条第一項の規定により、別表に掲げる建設機械を低騒音型建設機械に指定する。

別表(低騒音型建設機械)

| 指定番号 | 機種     | 型式        | 諸元        | 申請社名          | 備考 |
|------|--------|-----------|-----------|---------------|----|
| 5700 | ブルドーザー | D3K2-E    | 運転質量 8200 | キヤタビラージャパン(株) |    |
| 5707 | バックホウ  | D50ESR    | 山積容量 0.21 | キヤタビラージャパン(株) |    |
| 5708 | バックホウ  | D50ESR AC | 山積容量 0.21 | キヤタビラージャパン(株) | ○  |

※備考欄に「○」の印があるものについては、超低騒音型建設機械の標識(ラベル)を表示することができる。